

【表3 循環型社会形成推進交付金の進捗状況】

進捗状況	地域数（市町村数）
平成17年度中に交付金による施設整備を予定	82地域（233市町村）
協議会開催済	77地域（206市町村）
地域計画承認済	71地域（190市町村）

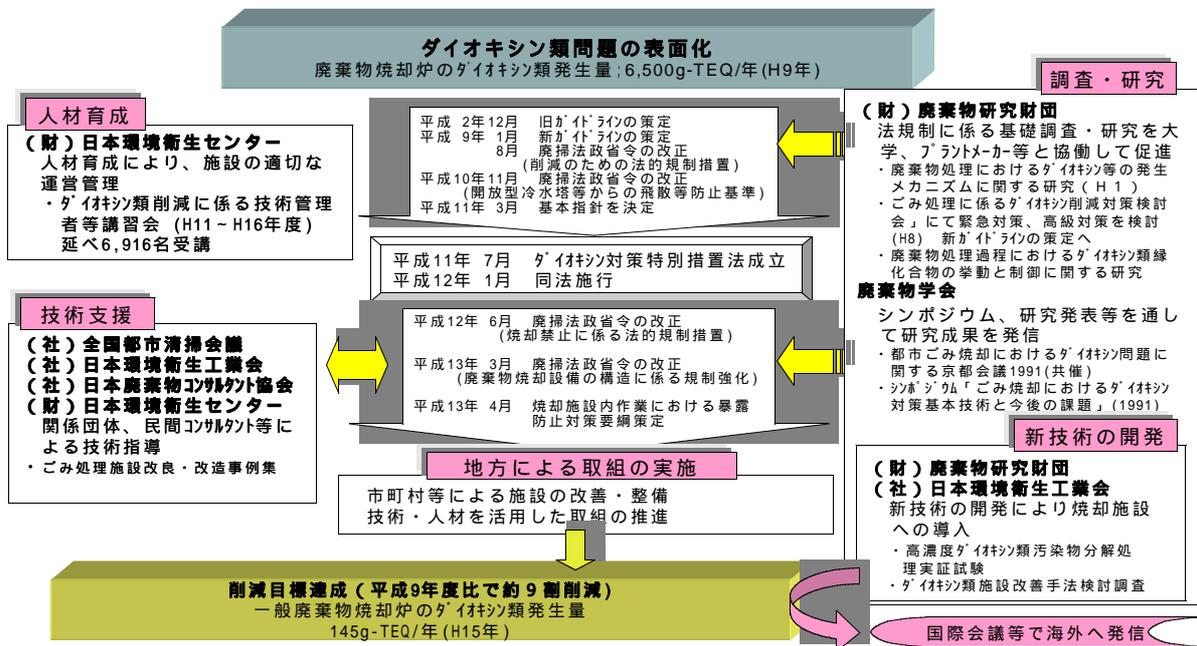
（出典：環境省資料）

（2）関係者の連携による有害物質の大幅な削減(ダイオキシン類対策)

ダイオキシン類対策として、平成11年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本方針」に基づき、平成15年3月末までにダイオキシン類の総排出量の9割削減に取り組み、平成15年までに約98%減少させた。

このようなダイオキシン類の大幅削減の達成は、下図のように国のほか、専門家や地方公共団体等の関係者が連携し、適切な役割分担の下で一体的に取り組むを推進したことが大きな要因である。国による対策の枠組みや全国基準の設定、専門家による新技術の開発や人材の育成、地方公共団体による施設の整備や技術の普及等が大きな効果を挙げた。

【図16 ダイオキシン類対策における関係者の連携】



（出典：環境省資料）

#### 地方のダイオキシン類対策の例（埼玉県）

廃棄物処理施設の集中立地地域であった埼玉県では、焼却に伴うばい煙などによる生活環境の悪化に苦慮した地域住民が実施した調査によって、比較的高濃度のダイオキシン類が検出されたことから、ダイオキシン類による健康不安が一気に地域に広まった。このため、埼玉県は、平成8年度からダイオキシンの実態把握や焼却炉規制、無害化研究などの対策に着手し、平成11年2月、「所沢産野菜ダイオキシン報道」が大きな社会問題となる中、対策の強化を行ってきた。また、「ダイオキシン類削減推進行動計画」を定め、県民・事業者・行政が一体となり、ダイオキシン削減のための対策を進め、平成14年度の埼玉県内ダイオキシン類総排出量は、平成9年度と比較して約92%の削減を達成した。

### （3）地域のゼロエミッション化の取組

特定の産業から発生する全ての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、最終処分される廃棄物をゼロにすることと同時にこれを通じた地域振興を図ることを地域の基本構想に位置づけ、先進的な環境調和型のまち（エコタウン）づくりを各地で進めている。

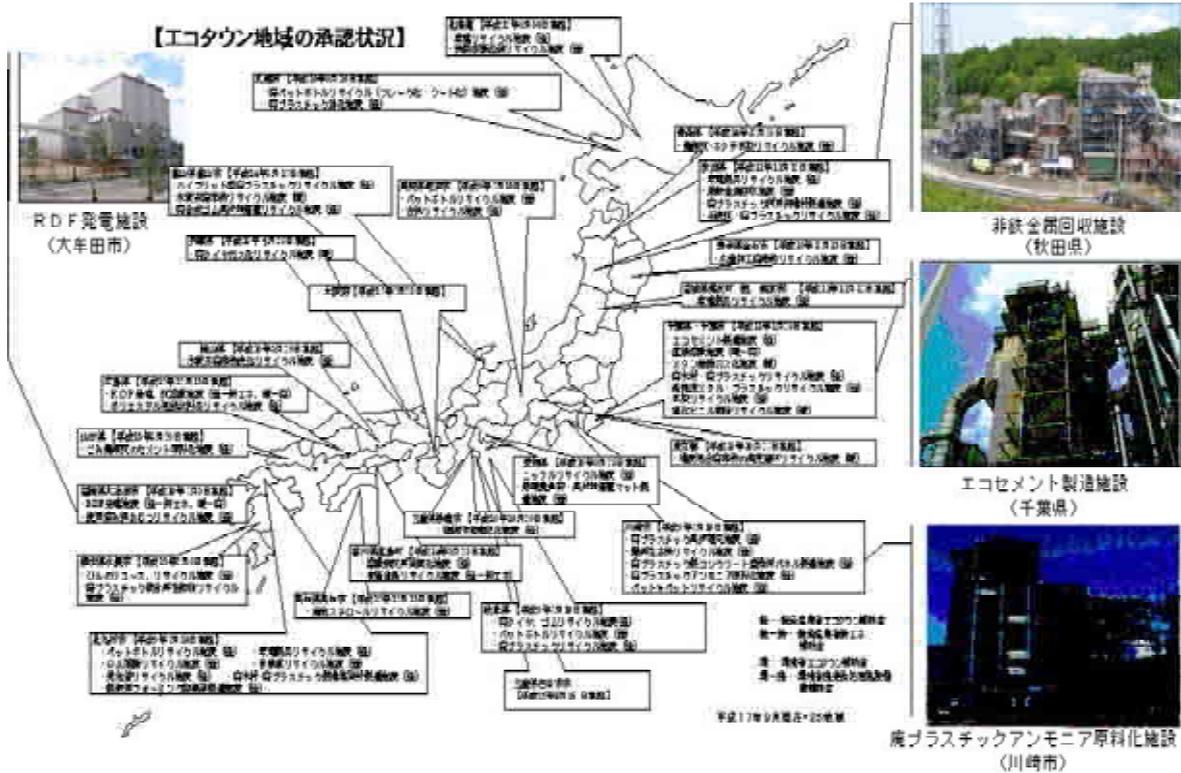
例えば、神奈川県川崎市の川崎エコタウン<sup>\*44</sup>では、京浜工業地帯の多くのものづくり企業が立地し、港湾、鉄道、運河など物流およびエネルギー拠点インフラなどが集積している大きな特徴を活かし、ゼロ・エミッション工業団地を整備している。

個々の工場や事業所が排出抑制を行うとともに、近在工場群を含めて鉄鋼業やセメント製造業といった異業種間で連携し、インダストリアル・エコロジー<sup>\*45</sup>と呼ばれているお互いの排出物の再利用、再資源化及びエネルギーの有効利用の取組が進んでいる。

\*44 平成9年にエコタウンに指定され、川崎臨海部（約2,800ha）をエリアとしている。

\*45 1980年代末より米国を中心に広がったコンセプトで、経済・文化・技術の発展を前提に環境負荷の評価と極小化を図る産業・環境間相互作用への取組とされている。（出典：平成13年版循環型社会白書）

【図17 エコタウン地域の承認状況】



(出典：環境省資料)

(4) 住民やNPO・NGOの取組

元来、我が国では、地域住民による自主的な取組として、町内会・自治会、PTA等地域の市民で組織される団体が、古新聞・古雑誌・古着等の資源化物を回収して資源回収業者に引き渡す活動（資源集団回収）が全国各地で行われており、地方公共団体は、この活動に対して側面的な支援を行っている。資源集団回収はごみの減量化・資源化に大きく貢献<sup>46</sup>してきている。

このほか、NPO・NGOが事業者や地方公共団体と連携し、地域のコミュニティに根付いた先進的な取組を行っている例がある。特に、先進的かつ他地域でも応用可能な事業に対しては、政府も支援を行っており、例えば、九州地域で主に焼酎の販売に利用されている容量900mlの茶瓶の規格を統一し、リユースする仕組みを構築している事例がみられる。<sup>47</sup> このほか、商店街での生ごみの回収、堆肥化、有機野菜の栽培、商店街での有機野菜の販売といった地域循環システムの構築にエコマネーシステムを活用する事例もみられる。

\*46 平成15年度の集団回収量は約283万トンで一般廃棄物総資源化量約916万トンの約3割を占める。(出典：環境省資料)  
 \*47 平成16年4月から開始し、平成17年3月末現在、約137万本の統一びんが出荷され、約25万本を回収している。

#### 市民やNPO・NGOの取組の例（名古屋市）

名古屋市ではごみの排出量が一貫して右肩上がりが増え続け、平成9年度には年間100万トンの大台を突破し、焼却能力や埋立容量の限界を迎えつつある状況だった。このため、平成11年2月に「ごみ非常事態宣言」を発表し、市民、事業者、行政の協働のもとでの大幅なごみ減量の取組を進めた。その結果、「ごみ非常事態宣言」以降、ごみの排出量は平成10年の約100万トンから平成16年の約73万トンで約3割減少し、平成16年度のごみの排出量は20年前の水準を下回るまでになった。また、資源回収量は平成10年の約15万トンから平成15年の約37万トンに2倍以上に増加、埋立量は半分以下に減少という成果を得た。

このような名古屋市の成果では、市民やNPO・NGO等の取組が大きな役割を果たした。例えば、容器包装の新しい分別回収の開始に当たって、市民自ら集積所での実地指導や、看板・収集カレンダーの作成、間違いやすい点の回覧板での周知を行うなど行政の広報の行き届かない部分を補うような取組で大きく貢献した。